社会法判例研究

新潟大学社会法判例研究会 加 藤 智 章

夫の経営する会社から監査役として報酬を受けていた妻につき、厚生年金保険法59条1項所定の「被保険者の死亡の当時その者によって生計を維持したもの」との要件に該当しないとしてなされた遺族厚生年金不支給処分が取り消された事例

東京地裁平成14(2002)年11月5日判決(平12(行ウ)199号、遺族厚生年金不支給処分取消請求事件)、判例時報1821号20頁

【事実の概要】

- 1 原告Xは、厚生年金保険の被保険者であった夫(訴外A)が、平成6年2月24日に死亡したため、その配偶者として、平成11年2月19日、被告Y(社会保険庁長官)に対し、遺族厚生年金の裁定請求をした。しかし、Yは、同年3月9日付けで、Xは夫の死亡当時「死亡した者によって生計維持をしたものとは認められない」との理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下、本件処分という)をした。本件は、この不支給処分の取消を求めるものである。
- 2 Aは、昭和49年12月、家庭用電気機器・空気調和機器部品・自動車部 品の板金加工等を事業目的とする訴外会社Bの代表取締役となった。B社 は同族経営の会社であり、昭和49年以降の経営面、人事面等はすべて A

の意思のもとに決定され、平成4ないし5年頃の従業員は約60名であった。 3 Xは、昭和37年6月にAと結婚し、昭和39年1月に長男、同40年7月 に次男および同43年に長女・次女を出産した。Xは、昭和42年7月からB 社で勤務するようになり、経理に関する補助業務や伝票整理などの一般事 務に従事していたが、長女・次女の出産育児のため、一時、会社の仕事を 離れた。

その後、昭和49年12月、AはXを監査役として登記し、翌年から1日4~5時間の事務補助業務に従事するようになり、昭和52年2月から平成3年12月まで経理責任者として、1日5~6時間の経理事務を担当するようになった。この間のXの業務内容は、Aの指示による銀行への提出書類の作成、従業員の給料計算、経理上の基礎資料の作成等であり、これ以外の帳簿処理や税務申告はいっさい税理士に依頼していた。このように、少しでも経営的判断が必要な経理事務については、常にAの指示に従うとともに、伝票処理等を行う事務員を指導監督することもなかった。

4 平成5年にXに支払われた報酬は690万円であった。Xは平成6年1月23日、監査役を辞任したうえ、同年2月14日B社の取締役に、翌3月3日共同代表取締役に就任したが、平成8年11月12日、代表取締役を退任した。この間、平成6年950万円、平成7年および同8年996万円、平成9年540万円と推移している。

【判旨】

1 行政手続法 8 条が申請に対する拒否処分に際して理由を示さなければ ならないとしている趣旨は、拒否理由の有無についての行政庁の判断の慎 重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、拒否理由を申請 者に知らせることによって、その不服申し立てに便宜を与えることにある と考えられる。このような同条の趣旨に鑑みれば、申請に対する拒否処分 に付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して 行政処分が行われたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるも のでなければならず、かつそれで足りると解すべきである。

本件処分においては、前提となる事実関係及び具体的法規自体の記載はされていないものの、被告が、通知書において「死亡した者によって生計を維持していた者とは認められないため」と記載していることに照らせば、…厚生年金保険法(以下、法という)59条1項の生計維持要件を満たさないものと判断したものであることが十分了解可能であったといえる。

- 2 法59条1項が生計維持要件を規定する理由は、遺族のうち被保険者等により生計を維持していた者でない者については、被保険者等の死亡によっても遺族厚生年金により生活保障が与えられる必要性が低いと考えられるところにあると解される。ところで、生計維持要件該当性の有無の認定は、一般の社会経済状況の変化に応じて不断に変動しうる性質のものであるから、法自体において固定的かつ数量的な基準を定めるのは相当でなく、その適用に当たって一般の社会経済状況の変化を踏まえた解釈を行うことが必要である。
- 3 生計維持という事柄の性質上、それが固定的かつ数量的な基準を定めることになじまない要件であること、及び、収入自体その実態には多様な性格のものが考えられることからすると、これを受けて行政解釈によってなんらかの基準を定める際には、要件該当性を容易に認定しうる者の範囲を画する基準を策定し得るにとどまり、当該基準を形式的に満たさない場合の要件該当性を一切否定するための基準を策定することは許されないと解するのが相当である。
- 4 Xは、名目上はB社の監査役及び経理責任者として同社に勤務していたとされるものの、実際には、いずれの業務も行っておらず、定型的な事務作業に携わる一従業員として他の同社事務所に勤務する従業員と同じ立場で勤務していたというのが実情であると認められ、このような従業員が通常受領している賃金水準と対比すると、Xに監査役の報酬名義で支払われていた690万円の報酬は、Xの労務の提供の対価として相当と認められ

る額を超えて決定され、支払われていたものということができる。

- 5 Xの平成5年度の報酬690万円のうち、Xの実際の労務の提供に対する対価と認められる額を超える部分は、AによるB社の経営権の掌握に由来する収入であったというべきであるから、XがAの存在なくして独立に得ることのできた収入であるとは認められない。
- 6 被保険者により生計を維持されたとはいえないとして、Xに対してな された本件処分は、その判断に誤りがあり違法であるから、取り消される べきである。

【検討】判旨反対

被保険者、被保険者であった者あるいは老齢年金受給者(以下、必要な限りで被保険者等とする)が死亡した場合、その遺族に支給される公的年金給付には、遺族年金のほか、寡婦年金や死亡一時金が存在する。このうち、寡婦年金と死亡一時金は国民年金法に固有の給付である。

本件は、表題にもあるとおり、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金に 関連して、生計維持要件をめぐる事案である。遺族年金は、大別すれば、 被保険者等がその被保険者期間を満たしていること、遺族に該当すること、 および被保険者等により生計を維持されていたことという3つの支給要件 に該当することによって支給される。

これまでの遺族年金をめぐる紛争事案は、いわゆる重婚的内縁関係における年金受給権の帰趨を争う事案が多かった。すなわち、遺族の範囲に関連して、法律上の配偶者であっても、事実上離婚状態にあり、婚姻関係がその実態を失っているときは厚年法第59条にいう配偶者には該当しないとされている*1。

本件はこれまで裁判例としては争われることの少なかった生計維持要件 を正面から論じるものとして注目される。なお、本件では行政手続法8条 の理由提示の有無についても争点となっているが、紙幅の関係で割愛した。

1 遺族基礎年金、遺族厚生年金の支給要件

遺族基礎年金および遺族厚生年金は、ともに被保険者等が死亡した場合に、その被保険者等に生計を維持されていた遺族に、一定の要件のもとで支給される。その支給要件は、被保険者等の被保険者期間、遺族該当性および生計維持要件の3つに大別される*2。

第一に、被保険者等の被保険者期間については、遺族基礎年金と遺族厚生年金とに共通する。すなわち、被保険者等は、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつその被保険者期間にかかる保険料納付済み期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2を満たしていなければならない。

第二に、遺族の範囲は遺族基礎年金と遺族厚生年金とでは大きく異なる。 遺族基礎年金における遺族は、被保険者等により生計を維持されていた 妻または子であり、次の要件を満たさなければならない。まず、妻につい ては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未 満であって障害等級に該当する状態にありかつ現に婚姻していない子と生 計を同じくすることが求められる。そして、被保険者等に妻がいない場合 には、子に遺族基礎年金が支給されることになる。その場合の子の要件は、 妻の場合における子の要件と同じである。

遺族厚生年金を受けることのできる遺族は、被保険者等の配偶者、子、父母、孫または祖父母であって、被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持したものとされる。夫、父母、祖父母については、被保険者の死亡当時、55歳以上であること(60歳から支給される。)、子、孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満であって障害等級1級もしくは2級に該当する状態にありかつ現に婚姻していないことが求められる。このように厚生年金の場合、基礎年金と比較すると遺族の範囲は広いが、父母は、配偶者または子が、孫は、配偶者、子または父母が、祖父母は、配偶者、子、父母または孫が遺族厚生年金の

受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺 族とはされない。

第三の生計維持要件については、国民年金法第37条の2第3項および厚生年金保険法第59条4項に基づき、政令で定められる。これを受けて、「国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令」(昭61政令53号)、「国民年金法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」(昭61政令54号)が定められ、その取扱について、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱について」(昭61年4月30日庁保険発29号)*3が示されている。これらの政令は、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権者すなわち遺族のほか、老齢基礎年金の振替加算、老齢厚生年金や障害厚生年金の加給年金額の対象となる者など(生計維持認定対象者という)に関する生計維持関係の認定につき必要な事項を定めている。

2 生計維持要件について

被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持していたことの認定について必要な事項は政令で定められる。そして、この政令および先に示した庁保険発29号によれば、生計維持要件は基本的に被保険者と生計を同じくしていたこと(生計同一要件)と、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有しないと認められること(収入要件)とに分けられる。そして、本件判決でも言及されている但書規定については、生計維持認定者を定義する規定に続いて、「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。」と定められている(以下、昭和61年通知但書規定という)。ここでは、生計維持要件を構成する二つの要件をさらに詳しく紹介検討したい。

(1) 生計同一要件

生計同一要件については、住民票における関係が重視され、住民票上 同一の世帯に属しているとき、住民票上世帯を異にしているが住所が住 民票上同一であるときには、生計を同じくする者とされる。次に、住所 が住民票上異なっている場合には、次のいずれかに該当するときには、 生計を同じくする者と認められる。

- ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認 められるとき。
- イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住 民票上異なつているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅 したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認めら れるとき。
 - i 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。
 - ii 定期的に音信、訪問が行われていること。

すなわち、i ないしiiの事実が認められ、単身赴任等の事情が消滅したときに、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められる場合には、生計を同じくすると者と認められる。しかし、認定対象者が父母、孫または祖父母の場合には、イの部分は、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき、という基準が適用される。

(2) 収入要件

収入要件については、「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」と題する通知(昭61年3月31日庁保発第14号)* * が出されている。それによれば、前年もしくは前々年の源泉徴収票もしくは課税証明書等に基づき、収入あるいは所得を基準に生計維持関係が認定される。そして、「次のいずれかに該当する者は、厚生(労働)大臣の定める金額(年額600万円)以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外の者に該当するものとす

- る」として、以下の条件の付している。
- ア 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入)が年額600万円未満であること。
- イ 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所 得)が年額430.5万円未満であること。
- ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア又はイに該当 すること。
- エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により近い 将来収入が年額600万円未満又は所得が年額430.5万円未満となると認 められること。

すなわち、将来にわたって一定金額以上の収入(以下、基準収入額という)が見込まれる者については、所得保障の必要性が低いとみられることから、この基準収入額をもとに支給要件を決するというものである。ここでいう "将来にわたって"とは、実務上5年間の経過を目安にしている。また、基準収入額は、平成6年11月9日から年額600万円から850万円に引き上げられた。そして、年収が850万円以上であっても所得ベースで655.5万円を下回る場合は、基準金額未満と認定する運用を行っている(平成6年11月9日庁保発第36号、平成6年11月9日庁文発第3235号通知)*5。

3 収入要件に関する裁決事案と論点

先に、本件判決は遺族年金に関する生計維持要件が争われたはじめての 裁判例であると思われると述べた。しかし、社会保険審査会における裁決 例のレベルでは、生計維持要件をめぐる事案は多数存在する。筆者の調べ た限りでも、平成3年以降で26件の裁決例がある*6。ここでは、これらの 裁決例の検討を通して、収入要件について考察を進める。

紛争事案については、いくつかの分類が可能である。まず、死亡した被

保険者等については、老齢年金受給者が多いけれども、65歳未満の被保険者も同程度存在し、障害年金受給者の場合も少なくない。次に、死亡した被保険者等の職業としては、不明の場合を除き、その規模はさておき、代表取締役などの企業経営者であった者が多い。これと密接に関連して、請求人の立場も死亡した被保険者等の配偶者であることから、取締役等の立場で企業経営に関係している場合が多い。しかし、高校教諭、学校職員あるいは市役所職員や生命保険外交員などの事例もみられる。そして、収入内容をみると役員報酬や不動産収入の動向が収入要件との関係で問題とされる例が圧倒的であるが、給与所得者の例もみられる。これらの収入要件に関連して重要なことは、収入要件の基準額が平成6年に改定されたことである。この基準改定をどのように理解するかが、裁決例の結論を左右する例も存在する。また、被保険者等の死亡から年金の裁定までの期間が、時効消滅している事例が散見される。

次に、裁決例の全般的な裁決傾向についてであるが、裁決例の傾向として、一定の方向性を見いだすことはできない。同種の事案類型であっても、結論が異なるからである。しかし、26件の再審査請求のうち、再審査請求が認められ審査官の決定が取り消された例は17件である*7。

これらの裁決例および政令等から、収入要件に関する論点として、次の4点を指摘できる。第1は、収入あるいは所得をどのように考えるかという問題である。収入のとらえ方と言い換えることもできる。本件判決は、Xの収入を、実際の労務の提供に対する対価の部分と、亡Aによる経営権の掌握に由来する収入とに分けたうえで、後者の収入をAなくしてXが独立に得ることのできた収入とは認めなかった。このような判旨をどのように理解するか、本件判決の核心となる問題と言うことができる。第2は、"将来にわたって"という文言の解釈である。先に述べたように、被保険者等の死亡当時の収入を基礎に支給の可否が決定されるが、将来にわたる収入の継続性も考慮される。このため、死亡時からどれだけの期間を認定の対象とするのか、またどのように収入の継続性を認定するのかが問題と

なる。第3は、基準収入額を変更した認定基準の改定である。基準収入額は平成6年11月に、600万円から850万円に大幅に改定された。遺族年金の支給要件における収入要件は、死亡時を基準に認定するため、収入要件の認定基準が改定されると、その改定と死亡時との関係で、適用される認定基準が異なれば、支給の可否に大きな影響を与えることとなるからである。最後に第4の論点は、収入要件とは直接関連しないが、受給権の可否に影響を与える問題として、時効の問題がある。

4 収入要件に関する検討

ここでは、収入要件に関する4つの論点について、順を追って裁決例を参考にしながら検討する。本件判決と密接に関連するのは、第1、第2の論点、すなわち収入あるいは所得をどのように考えるかという問題と"将来にわたって"という文言の解釈である。なお、以下で用いる不支給処分とは、遺族年金の裁定請求に対する不支給処分をいう。

(1) 収入ないし所得の認定

不動産収入にせよ給与所得にせよ、それらを認定することは源泉徴収 票もしくは課税証明書等によって比較的容易に可能である。けれども、 本件事案のように、役員報酬の場合には、どのように収入認定をするか は困難な問題を生じる。

本件判決は、訴外Aが死亡した平成6年を基準に、その前年度すなわち平成5年度の報酬690万円について、「Xの実際の労務の提供に対する対価と認められる額を超える部分は、訴外Aによる経営権の掌握に由来する収入であったというべきであるから、XがAの存在なくして独立に得ることのできた収入であるとは認められない。」と判示している。

裁決レベルでも、請求人の収入が基準収入額を上回っているものの、 それは死亡した被保険者等の社内での立場等によるものであるとして、 被保険者等が死亡したことにより収入額が認定基準を下回ることが予測可能であるとして、不支給処分を取り消す裁決例が存在する(裁決17、18および24)。裁決17は、請求人の役員報酬は「死亡した被保険者に対する報酬であり、役員としての地位は便宜的、暫定的なものである」として、裁決18もおなじく被保険者が死亡した翌年度の報酬が引き下げられたことに「特段の作為性はない」として、また裁決24は、請求人の報酬が「死亡した被保険者の社内での立場に依拠するものであり、収入の減少が一時的なものであって、今後回復、増加するであろうと予測するのは困難である」として、それぞれ不支給処分を取り消している。被保険者等の存在により請求人の収入が維持されていた状況で、被保険者等の死亡により従前の収入が継続されなくなる可能性を肯定している点は、本件判決の判断枠組と共通する。

しかし、本件判決が次のように判断していることをどのように評価するかが問題である。すなわち、Aが妻であるXを名目上監査役に就任させ高額の報酬を支払っていたのは、「身近な親族を役員に就任させることで会社運営の円滑化を図るとともに、配偶者の報酬を高額に設定して自らの生計を豊かにすること、あるいは自らに対する報酬の一部を、配偶者の役員報酬に上乗せして本来支払うべき所得税額を軽減すること等を意図して行った一種の便法によるものであることが強く推認される」との判断である。Xに関する役員報酬の決定が一種の便法であることが強く推認されるとしながら、死亡時点の収入のみに着目し、経営権の掌握に由来する収入も含まれるから、Xの収入は基準収入額を下回るとして、不支給処分を取り消している。そして、Aの死亡後、Xが代表取締役に就任し、950万円余の収入を得ていることは結果論にすぎないと判断している。

これに対して、裁決例では、役員報酬が意図的に引き下げられる可能 性を考慮し、他の役員との比較や減額された報酬水準の不自然さから不 支給処分を肯定する裁決が、本件裁決を含めていくつか存在する。裁決 3は、「厚生年金保険の標準報酬月額の変遷、給与所得の源泉徴収票との間に必ずしも整合性がなく、会社の経理上のやりくりがあるとしても、遺憾とせざるを得ない面もある」とし、裁決14は、①経営危機に瀕しているような状態にないこと、②他の取締役の報酬は変更されていないこと、及び③引き下げられた報酬が新入社員の初任給と同程度かそれ以下であることから、「創業以来の功労者であり、現に経営幹部である請求人の処遇としてあまりに不自然である」として、不支給処分との判断を維持している。また、司法書士事務所の事案で、「開設以来すでに30年近い実績があって事業基盤が固まっている」ことから不支給処分を維持した裁決もある(裁決15)。さらに、重婚的内縁関係に関する裁判例の中で、「商業登記簿上取締役として登記された者は、その実働の有無にかかわらず、商法上取締役としての責任を負うのであるから、原告の取締役としての実働の有無は、右判断(生計維持要件の有無;筆者注)を左右するものではない」と判示するものがある*8。

(2) 収入ないし所得の継続性

先に裁決例の事案類型において紹介したように、収入要件の対象となる収入は、役員報酬や不動産収入のほか、給与所得の事案もみられる。このような収入の種別に応じて、「前年の収入又は所得が一定額以上あれば将来ともこの程度以上の稼得能力があるであろうことを前提としている認定基準は、給与所得者や不動産賃貸業者などのように安定的な収入の途がある者には妥当であるとするにしても、自由業や歩合給の職業に従事している不安定な収入の者に対し機械的に適用することには問題があるといわざるを得ない」と述べる裁決例(裁決3)も存在する。この事例は、請求人が生命保険の保険外交員であった事例であり、結論としては不支給処分を取り消した。

この裁決で安定的な収入の途があるとされた不動産賃貸業者あるいは 不動産賃貸収入が争われた事例で注目されるのは、賃貸用ビルの老朽化 により不動産収入が漸減傾向にあるとして不支給処分を取消した裁決 (裁決13)、同種の事案として賃貸建物の老朽化に加え、請求人が高齢 であることから、新規賃貸人の獲得などの営業活動を行うことは困難で あるとした裁決(裁決19)、法人所有の資産と個人所有の資産とを混同 すべきではないとして、被保険者等が死亡する前から不況等のために主 たる営業ができなくなっており、請求人の収入も被保険者の死亡後2年 で認定基準以下である場合に不支給処分を取り消した裁決(裁決1)で ある。

これに対して、遺族の収入が給与所得の場合には、裁決例は厳格な解釈をする場合が多いと思われる*9。このことは、給与以外の収入がない者については、生計維持を証明する添附書類として源泉徴収票をもって足りるとしている保険者の取扱にも関係している*10。基準収入額の改定の適用においては不支給処分を取り消した裁決の多くは、給与所得が基準収入額を割り込んでいるケースがほとんどであり、収入の継続性という点では、公社およびその後身である企業の特性から「勤務先の事業の種類及び経営の安定性、並びに退職年金の受給資格年齢までの継続雇用に支障がないと見込まれることにより、請求人の地位は将来にわたり安定していた」としたり、被保険者等が死亡してから概ね5年以内に、基準収入額の水準を有しなくなることが客観的に予見されるかどうかで判断するという運用のもと、死亡後に導入された選択定年制を利用した退職による収入が大幅に減少した事案につき、不支給処分を維持した裁決がある(裁決26)。

裁決3の裁決の趣旨において、役員報酬を主たる収入源とする者が自 由業に分類されているのかは明かではないが、役員報酬の場合はどのよ うに考えるべきか。

この事案では、被保険者等の死亡当時、原告の収入は収入要件に定める認定基準を上回っていた。しかし、その収入は、代表取締役をしりぞいた翌年度から認定基準を下回るようになった。原告側は、この点をと

らえて収入の継続性についても、死亡当時の収入だけをとらえて形式的 に判断すべきではないと主張している。

まず本件訴訟の対象となった平成12年4月28日の裁決(裁決9。以下、 本件裁決という)を検討する。この裁決は、次の4点を理由に、本件原 告(裁決では請求人)の申し立てを棄却している。すなわち、①死亡の 1 週間ほど前に3年間をめどに請求人と訴外Cとが共同で代表取締役と なり、その後息子を経営者とし、請求人の報酬もそれに伴い代表取締役 の6割から5割程度とするとの意思表示を裏付ける記録がない。②その ような意思表示があったものとしても、その内容を取締役会で決議した ものでない限り、将来の役員の変更や報酬を決定したものとはいえない。 事実、息子の代表取締役就任は死亡後2年もたたずに行われている。③ 請求人についてのみ、報酬の減額を事細かに指示したのは、必然性に欠 け、そのような意思表示自体の存在を疑わせる。④月額83万円から45万 円への引き下げは、同じく平取締役に退いた訴外Cが月額90万円である こと、従前の取締役総務部長としての報酬が57万円余であったことを考 慮すると、減額後の報酬額が不自然であることをあげている*11。すなわ ち、本件裁決では、収入の継続性に関して、役員報酬が意図的に引き下 げられる可能性を考慮し、そのことを重視した上で不支給処分を維持し たものと考えられる*12。また、請求人自身が実質的にも会社の代表者で あること (裁決11)、被保険者等の死亡により業種の変更が予測される としても収入が大幅に減額される可能性が少ないとして不支給処分を肯 定する裁決例 (裁決4)、司法書士事務所からの給与と株の配当収入に つき、近い将来減少する可能性があるとの主張を認めなかった裁決例(裁 決15) などがみられる。

他方、役員報酬に関連する分野で不支給処分を取り消したものとしては、被保険者等が死亡する前から事業の譲渡に関する行動を開始しており、従前の収入を維持する見込みがないとした裁決20、被保険者が死亡した翌年から収入が認定基準を下回っているとした裁決5がある。また、

遺族としての配偶者が小規模な美容院を経営している場合、その収入が その地域の盛衰による客数の増減や店主及び従業員の稼働状況によって 変動することから慎重な判断が求められるとして、過去6年間に基準収 入額を上回っているのは2回にすぎないことから、不支給処分を取り消 した事例がある(裁決23)。

(3) 基準収入額の改定

基準収入額の改定に関して注目されるのは、この問題が給与所得の裁決例において論じられる場合が多いことである。

平成6年11月に行われた認定基準の改定を「将来に向かって生計維持関係を認める要件を緩和した」趣旨であると限定的に解釈する裁決例として、裁決13がある。これは、被保険者が平成5年11月に死亡した事案であり、基準収入額改定前に死亡した者の遺族について昭和61年通知但書規定を援用することは、「死亡者の死亡時においては存在しなかった新たな基準収入額を死亡時点の判断において使用する例外的な運用を行うことにほかならないから、この取扱の対象者は事柄の性質上おのずから限定される」と述べ、旧基準(年収600万円)を適用したうえ、不支給処分を維持した。

しかし、このような判断はむしろ例外的である。「将来予測収入額と対比すべき基準収入の額について、死亡者の死亡の時点において定められていたものを将来にわたって固定して使用することは妥当ではなく、基準収入額が将来に向かって既に改定されている事情を考慮に入れ、改定前の期間に係る対比は改定前の基準収入額と、改定後の期間に係る対比は改定後の基準収入額を、それぞれ対比することを原則とすべきである」こと、あるいは昭和61年通知但書規定に基づき、被保険者の死亡した年度の収入額が基準収入額を下回っていたことを理由に、遺族年金の不支給処分を取り消す裁決例が4件存在する*13。なかには、被保険者が死亡した平成5年度のみ新基準収入額を下回っており、平成6年以降は

850万円の基準収入額を上回っている事例もみられる*14。

(4) 消滅時効の問題

厚生年金保険法第92条は、「保険料その他この法律の規定による徴収 金を徴収し、又はその還付を受ける権利は2年を経過したとき、保険給 付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって、消滅する。| と定めている*15。しかし、裁決例のなかには、被保険者等の死亡から年 金の裁定までの期間が5年を経過しており、遺族年金の請求権が時効消 滅していると思われる事例がみられる。けれども、消滅時効に基づき、 裁定請求を却下した事例はない。これについては、「保険者は一般的に 消滅時効の規定を全面的には適用せず(時効の利益の一部放棄)、請求 人の裁定請求を許容する一方、その年金の支給時期は裁定請求があった ときから5年間に限って遡及を認めるという行政措置をとっている | と 指摘する裁決25がある。事実、裁定が現実に年金の支払いを受けるため の手続上の要請として行われるものであり、その本質はすでに発生して いる基本権の確認処分と解されていることを理由に*16、受給権の消滅を 防止を期する特段の配慮を求める行政通達が存在する*17。しかし、基本 権が5年の時効で消滅するとの前提に立ちながら、受給権の消滅を防止 するとの理由から、なぜ時効の利益を一部放棄するとの考え方をとるの か、いまひとつ説得力に欠ける*18。

5 結びにかえて

本件判決は、Xの収入のうち自らの労働の対価と実質的に認められる額は600万円に達していないとして、本件不支給処分を取り消した。繰り返しになるが、Xの役員報酬は、Xの労務の提供に対する対価と認められる部分と、Aによる経営権掌握に由来する収入の部分とからなり、労務提供に対する対価部分は、同規模の会社従業員の収入額との比較において600

万円に達するとはとうていいえず、現に日常生活費として支出していた30 0万円程度を上回るものでないとした。

しかし、実際に提供された労務の対価と現実に得ている収入との関係が 常に等価であることは、実態的にみてむしろ少ないとは考えられないだろ うか。むしろ、Xが具体的に行っていた業務ばかりでなく、監査役として の地位に基づく報酬としての側面をどのように判断するかが問題となる。 判決は、「法の定める生計維持要件を実質的に満たすか否かを健全な社会 通念に照らして判断」すべきであるとして、経営権の掌握に由来する収入 という概念を導き出した。

確かに、生計維持要件の判断は、固定的かつ数量的な基準により画一的に処理すべきものではないかもしれない。しかし、生活費の充実や税金対策を意図した便法であることを認識しながら、経営権掌握の帰趨に関する経過を単なる結果論にすぎないとしたことには反対したい。第一に、経営権の掌握に由来する収入であり、その処分権限がAにあったとしても、その恩恵をXもまた十分に受けていると考えられるからである。第二に、本件の場合、経営権の掌握に由来する収入が、Aの死亡によって、Xから喪失していないといえるからである。Aの死亡後の経緯をみると、訴外会社Bの経営権はXにも帰属しており、事実、Xは代表取締役に就任し、新しい基準収入額をも上回る報酬を得ている。経営権掌握の基盤が、Aの死亡とともに消滅し、Xの役員報酬の途が閉ざされる場合ならば、Xの収入をAなくして独立に得ることのできない収入と認めることができる。しかし、Aが死亡した後も、Xにもなお経営権掌握の利益すなわち役員報酬が確保されており、基準収入額を超えていた場合にまで、生計維持関係を認めることは、給与所得者との均衡を欠く。

判決は、「法59条1項が生計維持要件を規定する理由は、被保険者等により生計を維持していた者でない者については、被保険者等の死亡によっても遺族厚生年金により生活保障が与えられる必要性が低いと考えられるところにあると解される」と述べている。この考え方は、現行制度の解釈

としては正当であろう。しかし、遺族年金に、生計維持要件を設けること 自体の是非もひとつの論点となりうる。被保険者期間と保険料納付要件を 満たしさえすれば、遺族に該当する者に、所得保障の必要性を判断するこ となく、遺族年金を支給することも可能だからである。生計維持要件は、 固定的かつ数量的な基準を定めることになじまない要件であるという認識 が、本稿で検討対象としてきた裁決例や裁判例の結論の多様性に反映され ているのだとすれば、等しく保険料を納付してきた者であっても、その職 業や地位あるいは住所地等々によって、支給の可否が決定されることにな ってしまう。このことを簡単に肯定することはできない。基準収入額の改 定に関する解釈や、保険者に求められるべき調査の範囲なども含めて、今 後の検討課題としたい。

- *1 最判昭58.4.14民集37/3/270。
- *2 遺族基礎年金の受給権者数および一人あたり年金額は平成13年度末現在、 31万3849人、78万5506円に対し、遺族厚生年金の場合は279万739人、99万93 44円である。また、旧制度における障害年金受給権者数および一人あたり年 金額は、同じく平成13年度末現在、国民年金の母子年金で1261人、93万3326 円に対し、厚生年金保険では108万2030人、98万5977円である。(健康保険 組合連合会編『社会保障年鑑2003年版』242頁以下参照。)
- *3 「厚生年金保険関係通達集」(全国社会保険協会連合会 平成13年3月第6版)969頁。
- * 4 前掲通達集259頁。
- *5 前掲通達集308頁。
- *6 ここにいう26件とは収入要件が争われたものであり、ほかに生計同一要件に関する裁決例が5件存在する。なお、筆者の調査した裁決例は以下の文献による。厚生労働省監修「社会保険審査会裁決集」(全国社会保険協会連合会)、平成3年版から平成14年版うち平成11年版は未見。また、社会保険審査会に関する文献として、「社会保険審査官及び社会保険審査会法の解説」(全国社会保険協会連合会、平成13年)がある。なお、本稿末尾に裁決例一覧を付した。
- *7 前掲裁決集が、当該年度のすべての裁決を網羅したものか、不明である。

このため、原処分を取り消す裁決例が多いともいえるが断定できない。

- *8 東京地判平10.3.25判タ987/165以下。
- *9 本件の背景には、厚生年金保険における被保険者の範囲論という問題も含まれていると考える。この点については、倉田聡「短期・継続的雇用者の労働保険・社会保険」(日本労働法学会編集講座21世紀の労働法第2巻『労働市場の機構とルール』所収)があり、特に265頁以下参照。
- *10 源泉徴収票をもって足りるとする取扱を不当とすべき理由はないとするものに、裁決22がある。
- *11 これに対して、請求人本人が京呉服の販売業を営み代表取締役に就任していたが、高齢でありかつ病弱であったこと、従業員の整理や借入金の縮小状況などから、役員報酬の引き下げに作為性はないとして、不支給処分を取り消した裁決(裁決2)もある。
- *12 本件裁決と同様、役員報酬の減額について、他の役員との比較や減額された報酬水準の不自然さから不支給処分を肯定するものに、裁決14がある。
- *13 裁決7、10、21および25の各裁決である。
- *14 裁決7。
- *15 同旨、国民年金法第102条第1項および第3項。
- *16 裁定の法的性格に関する判例として、最判平7.11.7(民集49/9/2829) がある。
- *17 昭和42年4月5日庁文発第3665号 (前掲通達集2044頁)。
- *18 年金受給権の消滅時効に関する論文として、藤田恒雄「公的年金の消滅時効について」(『季刊社会保障研究』26巻3号(通巻110号)283頁以下、青谷和夫「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」(『民商法雑誌』54巻2号163頁以下)がある。
- 追記:本稿は、平成15 (2003) 年12月13日 (於:新潟青陵大学) に、新潟大学社会法判例研究会において報告した原稿をもとに執筆したものである。研究会の席上、多くの会員から貴重な示唆を頂いた。この場を借りて、謝意を表したい。